

## (案)

## 堺市消費生活審議会によるあっせん又は調停に関する運営要領

(平成 年 月 日審議会決定)

## (目的)

第1条 この要領は、堺市消費生活条例（以下「条例」という。）第41条の規定による堺市消費生活審議会（以下「審議会」という。）のあっせん又は調停（以下「あっせん又は調停」という。）の実施について、条例及び堺市消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (出席要求)

第2条 審議会は、あっせん又は調停に付された苦情（以下「苦情」という。）の申出者及びその相手方となる事業者（以下「当事者」という。）に審議会への出席を求めるときは、当該苦情の申出者に対しては出席要請書（様式第1号）、当該苦情の相手方となる事業者に対しては出席要請書（様式第2号）により行うものとする。

2 当事者は、審議会に代理人出席申請書（様式第3号）を提出することにより、代理人の出席を申請することができる。

3 前項の申請を受けた審議会は、代理人出席申請書の内容等から代理人の申請が相当か否かを判断し、代理人出席（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した当事者に結果を通知するものとする。

## (資料提出要求)

第3条 審議会は、当事者にあっせん又は調停に必要な資料の提出を求めるときは、当該苦情の申出者に対しては資料提出要求書（様式第5号）、当該苦情の相手方となる事業者に対しては資料提出要求書（様式第6号）により行うものとする。

## (関係者等の出席等)

第4条 会長は、あっせん又は調停に付された苦情に関係を有する者又は専門的事項について知識を有する者（以下「関係者等」という。）に審議会への出席を求めるときは、出席依頼書（様式第7号）により行うものとする。

2 会長は、関係者等にあっせん又は調停に必要な資料の提出を求めるときは、資料提出依頼書（様式第8号）により行うものとする。

## (あっせん又は調停の終結)

第5条 あっせんにより当事者間に合意が成立したときは、当事者間でその旨を記載した書面を取り交わすものとする。

2 審議会は、調停を行う場合には、調停案を作成し、当事者に対し、調停案受諾勧告書（様式第9号）により期限を定めて当該調停案の受諾を勧告し、調停案受諾勧告に対する回答書（様式第10号）によりそれに対する回答を求めるものとする。

3 審議会は、調停により当事者間に合意が成立したときは、調停書（様式第11号）を3通作成し、当事者及び審議会が各1通を保有するものとする。

4 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、あっせん又は調停を打ち切るときは、当事者に対し、あっせん・調停打ち切り通知書（様式第12号）によりその旨を通知する

ものとする。

(あっせん又は調停の結果の報告)

第6条 審議会は、あっせん又は調停を終結したときは、あっせん・調停結果報告書(様式第13号)によりその旨を市長に報告するものとする。

(委員の除斥)

第7条 審議会の委員は、自己又はその親族があっせん又は調停に付された苦情に直接の利害関係を有するときその他審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのあるときは、当該苦情に係る審議から除斥される。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号

出席要請書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年 月 日付けで通知しました堺市消費生活審議会によるあっせん・調停を下記のとおり行いますので、出席くださるようお願いします。

指定した日時に出席できない場合は、その理由を付して 年 月 日までに文書でご連絡ください。

記

1 日 時 年 月 日 時 分～ 時 分

2 場 所

3 案件番号 年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号

4 案件の当事者

(1) 申出者

住所

氏名

(2) 相手方

住所

氏名

5 案件の内容

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

出席要請書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年 月 日付けで通知しました堺市消費生活審議会によるあっせん・調停を下記のとおり行いますので、堺市消費生活条例第41条第3項の規定に基づき、出席を要請します。

指定した日時に出席できないときは、その理由を付して 年 月 日までに文書でご連絡ください。

なお、正当な理由なく、この出席要請に応じないときは、同条例第46条第1項の規定に基づく指導及び勧告、第47条第1項の規定に基づく公表の対象となることがありますので念のため申し添えます。

記

- 1 日 時 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場 所
- 3 案件番号 年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号
- 4 案件の当事者
  - (1) 申出者  
住所  
氏名
  - (2) 相手方  
住所  
氏名
- 5 案件の内容

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

様式第3号

代理人出席申請書

年 月 日

堺市消費生活審議会  
会長 様

住所（所在地）

氏名（事業者名及び代表者名）

㊞

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号に係るあっせん・調停につきましては、次のとおり代理人の出席を申請し、本件に係る一切の権限を委任します。

記

- 1 代理人の住所
- 2 代理人の氏名
- 3 申請者との関係
- 4 申請理由
- 5 添付資料（申請者から代理人への委任状の写し等）

様式第4号

代理人出席（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年 月 日付けで申請があった 年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件  
第 号における代理人の出席については、下記のとおり（承認・不承認）と決定しましたの  
で通知します。

記

1 承認・不承認

2 理由（不承認の場合のみ）

3 代理人

住所

氏名

様式第5号

資料提出要求書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号の審議にあたり、下記の資料が必要ですので提出くださいますようお願いいたします。

記

1 資 料

2 提出期日

年 月 日

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

様式第 6 号

資料提出要求書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号の審議にあたり、下記の資料が必要ですので、堺市消費生活条例第 4 1 条第 3 項の規定に基づき、提出を要求します。

指定した期日までに提出できないときは、その理由を付して 年 月 日までに文書でご連絡ください。

なお、正当な理由なく、この提出要求に応じないときは、同条例第 4 6 条第 1 項の規定に基づく指導及び勧告、第 4 7 条第 1 項の規定に基づく公表の対象となることがありますので念のため申し添えます。

記

1 資 料

2 提出期日

年 月 日

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町 2 丁 4 番 16 号 堺富士ビル 6 階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)



様式第7号

出席依頼書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年 月 日付けで堺市長から当審議会に付託された案件のあっせん・調停にあたり、あなたの御意見等を聴取したいので、審議会への出席をお願いします。

記

1 日 時 年 月 日 時 分～ 時 分

2 場 所

3 対象案件

(1) 案件番号

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号

(2) 当事者及び案件の概要

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

様式第8号

資料提出依頼書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年 月 日付けで堺市長から当審議会に付託された案件のあっせん・調停にあたり、  
下記の資料が必要ですので、ご提出をお願いします。

記

1 資 料

2 提出期日

年 月 日

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

様式第9号

調停案受諾勧告書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号については、下記のとおり調停案を作成しましたので、堺市消費生活条例第41条第6項の規定により、受諾するよう勧告します。

なお、受諾の可否については、別紙の「調停案受諾勧告に対する回答書」により、 年 月 日までに回答してください。

記

(調停案)

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

様式第10号

調停案受諾勧告に対する回答書

年 月 日

堺市消費生活審議会  
会長 様

住所（所在地）

氏名（事業者名及び代表者名）

⑩

年 月 日付けで勧告がありました堺市消費生活審議会による調停に係る調停案について、下記のとおり回答します。

記

堺市消費生活審議会の調停案について

- 受諾する
- 受諾しない

<受諾しない理由>

（□のどちらかに✓印を付け、「受諾しない」場合は必ずその理由を書いてください。）

調停書

申出者 住 所  
氏 名 ⑩

相手方 所 在 地  
事業者名  
代表者名 ⑩

年 月 日付けで堺市長から堺市消費生活審議会に付託された上記の当事者間における案件（ 年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号）について、当事者間に次のとおり調停が成立したので、本調停書 3 通を作成し、当事者双方及び堺市消費生活審議会が各自その 1 通を保管する。

調停条項

年 月 日

堺市消費生活審議会  
会長 ⑩

様式第12号

あっせん・調停打ち切り通知書

年 月 日

様

堺市消費生活審議会  
会長

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号については、当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、あっせん・調停を打ち切りますので通知します。

問合せ先

堺市消費生活審議会事務局

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

堺市立消費生活センター (TEL 072-221-7908)

様式第13号

あっせん・調停結果報告書

年 月 日

堺市長 殿

堺市消費生活審議会  
会長

年 月 日付けで堺市消費生活審議会に付託された案件につきましては、年  
月 日をもって下記のとおり終了しましたので、報告します。

記

1 案件番号

年度堺市消費生活審議会あっせん・調停案件第 号

2 あっせん・調停結果

3 あっせん・調停の経過